

重要事項確認票 No1

※ 利用希望にあたり重要な事項を記載していますので、必ず1項目ずつご確認のうえ、確認済欄にチェック (☑) してください。

項 目		確認済
1	居宅訪問型保育事業は、保育園等の申し込みを行い、希望するいずれの保育園等にも入所が不承諾となった児童が対象となります。	<input type="checkbox"/>
2	居宅訪問型保育事業の利用にあたっては、保育園等の利用申込み（教育・保育給付認定及び保育所入所申込）が有効期間内であることが必要です。 有効期間が切れると利用終了となるため、有効期間が切れないように保育園等の利用を再申し込みしてください（改めて申込書類一式が必要です。）。	<input type="checkbox"/>
3	居宅訪問型保育事業の利用申込み後に、保育課から運営事業者に対し、保育園等の利用申込みに関する個人情報を提供することをご了承ください。	<input type="checkbox"/>
4	運営事業者がご自宅を訪問し、面談の実施、保育環境等の確認を行ったうえ、運営事業者から重要事項の説明を受け、運営事業者と利用契約を取り交わし利用開始となります。 面談の結果によっては、利用を開始できない場合があります。	<input type="checkbox"/>
5	荒川区外へ転出した場合は、利用終了となります。	<input type="checkbox"/>

※裏面に続く⇒

重要事項確認票 No2

以下の項目は、主に運営事業者と保護者で取り交わす契約内容です。契約の際は、必ず運営事業者から重要事項の説明を受け、ご確認ください。		
6	原則、保育者の交通費は区が事業者に補助するため、発生しませんが、創作材料費、事業者専属の看護師による巡回時の交通費、園外保育への交通費、公共交通機関が停止した際の保育者の交通費など、保育料以外に実費が発生する場合があります。	<input type="checkbox"/>
7	利用時間は、月曜日から金曜日（土日祝、年末年始は休み）の8時から18時までのうち、最長8時間となります。延長保育はありません。	<input type="checkbox"/>
8	基本保育料、その他実費費用は、月単位で運営事業者へお支払いいただきます。	<input type="checkbox"/>
9	保育者は、運営事業者と面談の上、決定します。	<input type="checkbox"/>
10	明らかに自宅内で保育できる環境でない場合はご利用いただけません。また、自宅の広さ・環境により、利用できない場合があります。	<input type="checkbox"/>
11	昼食、おやつ等は保護者の方にご用意していただきます。 また、その他家事サービスについてもできかねます。	<input type="checkbox"/>
12	保護者の方が帰宅された時点で、保育は終了となります（居宅内就労・疾病・介護理由での利用は除く。）。 また、保育中にきょうだいが帰宅しても、一緒に保育することは出来ません。	<input type="checkbox"/>
13	居宅訪問型保育事業を利用できるのは荒川区内の自宅のみとなります。自宅以外の場所に保育者を派遣することはできかねます。	<input type="checkbox"/>
14	利用開始後に、申込み内容に虚偽があった場合、保育料を滞納した場合、運営事業者の重要事項説明に記載されている内容を遵守されていないことが発覚した場合は、利用を解除することがあります。	<input type="checkbox"/>
15	保育実施日時は、保護者の方や同居の方が在宅していない日時となります（居宅内就労・疾病・介護理由での利用は除く。）。 実際の保育利用日は、運営事業者と相談していただきます。	<input type="checkbox"/>
16	保育者は、運営事業者が実施する研修を修了した者が担当します。 保育者から保護者の方に対し、ご自宅で保育するうえでの注意事項、禁止事項を確認しますが、万が一、保育者の過失により保育中にご自宅の物品を破損した場合には、運営事業者が補償します。ただし、おもちゃやバギー等の経年劣化による破損等の補償はできかねます。	<input type="checkbox"/>